



熊本県公報

第 1 1 8 0 0 号

平成 21 年 4 月 24 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の廃止…………… (障害者支援総室) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 2
- 熊本県生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付要項…………… (社会福祉課) 2
- 電線共同溝整備道路の指定…………… (道路保全課) 25
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 25
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 25
- 介護老人保健施設の開設許可…………… (//) 25
- 保安林の指定施業要件の変更…………… (森林保全課) 26

公 告

- 「多重債務相談市町村サポート事業」の委託先募集について…………… (食の安全・消費生活課消費生活センター) 26
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出について…………… (商工政策課) 26
- 平成21年度熊本県庁舎で使用する電気の落札者決定について…………… (管財課) 27
- 平成21年度製菓衛生師試験の実施について…………… (健康危機管理課) 27
- 平成21年度地籍調査事業計画…………… (農村整備課) 29
- 認知症家族支援事業に係る総合評価一般競争入札の実施について…………… (高齢者支援総室) 30
- 平成21年度くまもとの木製遊具推進事業の実施に伴うコンペ…………… (林業振興課) 33
- 道路位置指定について…………… (建築課) 33

登 載 依 頼

- 平成21年度熊本県職員採用試験(大学卒業程度)の実施…………… (人事委員会) 34
- 平成21年度熊本県警察官採用試験(警察官A)及び警察官採用共同試験(警察官A)の実施…………… (//) 38
- 熊本県病院事業の使用料及び手数料収納事務委託…………… (病院局総務経営課) 45
- 熊本県個人情報保護制度審議会の開催…………… (私学文書課) 45
- 管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 45

告 示

熊本県告示第409号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成21年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字竹尾1554番から1557番まで、1558番1
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第410号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
社会福祉法人城南町社会福祉協議会 在宅福祉サービスセンター 下益城郡城南町大字宮地 1 0 5 0 番地	社会福祉法人 城南町社会福祉協議会 下益城郡城南町大字宮地 1 0 5 0 番地 八幡 紀雄	平成 2 1 年 3 月 3 1 日	4311500054	居宅介護

熊本県告示第 4 1 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションさがら 球磨郡相良村大字川辺 1 7 7 8 番地	社会福祉法人ペートル会	平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県告示第 4 1 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。

平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションさがら 球磨郡相良村大字川辺 1 7 7 8 番地	社会福祉法人ペートル会	平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県告示第 4 1 3 号

熊本県生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付要項を次のように定める。

平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付要項

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付委員会（第 2 条—第 6 条）
- 第 3 章 生活保護世帯進学「夢」応援資金（第 7 条—第 3 3 条）
- 第 4 章 雑則（第 3 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要項は、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）による保護を受けている世帯（以下「生活保護世帯」という。）から学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 8 3 条に規定する大学、同法第 1 0 8 条第 3 項に規定する短期大学、同法第 1 2 4 条に規定する専修学校又は同法第 1 3 4 条第 1 項に規定する各種学校（以下「大学等」という。）で就学する者に対して、その生活費を貸し付け、安心して就学できる環境を整え、本人の「夢」の実現と自立に繋げることにより貧困の連鎖を断ち切ることを目的とした生活保護世帯進学「夢」応援資金（以下「資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付委員会

（貸付委員会の設置）

第 2 条 生活保護世帯進学「夢」応援資金の適正かつ有効な貸付に資するため、熊本県生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付委員会（以下「貸付委員会」という。）を置くものとする。

(貸付委員会の協議事項)

第3条 貸付委員会は、月1回以上開催し、貸付申請又は増額貸付申請に係る、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 借受資格の有無
- (2) 貸付金額及び貸付期間の適否
- (3) 貸付効果の有無
- (4) 償還能力の有無
- (5) 連帯保証人の適否
- (6) その他貸付に関する事項

(貸付委員会の組織)

第4条 貸付委員会は、社会福祉課長、少子化対策課子ども家庭福祉室母子福祉資金貸付担当課長補佐及び教育庁高校教育課育英資金貸付担当課長補佐をもって組織する。

(貸付委員会の会長)

第5条 貸付委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(貸付委員会の事務局)

第6条 貸付委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課に置くものとする。

第3章 生活保護世帯進学「夢」応援資金

(貸付けの申請)

第7条 資金の貸付けの申請については、大学等で就学する者が行うものとする。

2 資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、身元が確実である連帯保証人を1人立てなければならない。

3 申請者は、生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその者を扶養している者の世帯全員の住民票(申請者が外国籍の場合にあっては、外国人登録証明書)
- (2) 申請者が未成年者の場合にあっては、法定代理人の貸付同意書(別記第2号様式)及び戸籍謄本
- (3) 連帯保証人の所得証明書(連帯保証人が生活保護世帯に属する者の場合にあっては、収入申告書)
- (4) 福祉事務所長の調査意見書(様式第3号様式)
- (5) 奨学金の受給を証する書類又はそれに係る申請の書類
- (6) 在学証明書又は入学の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、速やかに必要な調査を行ったうえで、資金の貸付けの可否及び貸付額を決定するものとする。

2 知事は、資金の貸付けの可否及び貸付額を決定するに当たり、貸付委員会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定により資金の貸付けを行うときは生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付承認通知書(別記第4号様式)により、資金の貸付けを行わないときは生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付不承認通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 資金の貸付決定を受けた者は、生活保護世帯進学「夢」応援資金借用書(別記第6号様式。以下「借用書」という。)に次に掲げる書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 資金の貸付決定を受けた者及びその連帯保証人の印鑑証明書
- (2) 生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付金返済確約書(別記第7号様式)

(貸付額)

第10条 資金の貸付月額、申請者の居住地において適用される生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)第1に規定する居宅(第1類)に掲げる額を限度とする。

(貸付対象期間)

第11条 資金の貸付対象期間は、4年以内で、正規の就学期間とする。この場合において、貸付対象期間の始期は、申請書を受け付けた日の属する月とする。

(資金の貸付方法)

第12条 資金は、毎年度4月、7月、10月及び翌年1月に、それぞれ当該月を含むその後3月分を貸し付けるものとする。ただし、最初の貸付については、申請書を受け付けた日の属する月から次の貸付月の前月までの分を貸し付けるものとする。

(調査)

第13条 知事は、資金の貸付け後、必要に応じて資金の用途等の調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査のため、資金の貸付け後の用途等を明らかにする書類の閲覧若しくは提出を求め、又は当該職員に資金の貸付け後の用途等について、資金の貸付けを受けている者(以下「借受人」という。)、連帯保証人その他の関係人に質問させることができる。

(増額貸付けの申請)

第14条 知事は、借受人のうち資金の貸付けを受けている額が当該資金の貸付けの限度

- 額に満たない借受人に対し、当該限度額の範囲内で当該資金を増額して貸し付けることができる。
- 2 前項の規定により増額して資金の貸付けを受けようとする者（以下「増額申請者」という。）は、生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付額増額申請書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、速やかに必要な調査を行つたうえで、貸付額の増額の可否及び貸付額を決定するものとする。
 - 4 知事は、貸付額の増額を決定するに当たり、貸付委員会の意見を聴くものとする。
 - 5 知事は、第3項の規定により貸付額の増額を行うときは生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付額承認通知書（別記第9号様式）により、貸付額の増額を行わないときは生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付額増額不承認通知書（別記第10号様式）により、増額申請者に通知するものとする。
- （減額貸付けの申出）
- 第15条 借受人は、貸付額の減額を申し出ることができる。
 - 2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付額減額承認通知書（別記第11号様式）により当該申出をした借受人に通知するものとする。
- （異動等の届出）
- 第16条 借受人、資金の貸付けを受けた者（以下「償還人」という。）又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当したときは、それぞれ当該各号に定める書類により速やかに知事に届け出なければならない。
- (1) 住所、氏名又は貸付金の振込口座を変更したとき。住所、氏名、振込金融機関変更届（別記第12号様式）
 - (2) 死亡したとき。死亡届（債務承認書）（別記第13号様式）
 - (3) 休学又は復学をしたとき。休学・復学届（別記第14号様式）
 - (4) 償還金振替口座の変更又は廃止をするとき。生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金口座振替変更届（別記第15号様式）
- （連帯保証人変更の申請）
- 第17条 借受人又は償還人は、連帯保証人を変更する必要があるときは、生活保護世帯進学「夢」応援資金連帯保証人変更申請書（別記第16号様式）に連帯保証人の所得証明書（連帯保証人が生活保護世帯に属する者の場合にあつては、収入申告書）を添えて、知事に提出しなければならない。
 - 2 知事は、前項の規定による申請を承認したときは生活保護世帯進学「夢」応援資金連帯保証人変更承認通知書（別記第17号様式）により、承認しないときは生活保護世帯進学「夢」応援資金連帯保証人変更不承認通知書（別記第18号様式）により、借受人又は償還人に通知するものとする。
- （在学等の届出）
- 第18条 借受人は、毎年4月1日から4月30日までの間に生活保護世帯進学「夢」応援資金在学等届（別記第19号様式）を、毎年9月1日から9月30日までの間に生活保護世帯進学「夢」応援資金就学状況等調査書（別記第20号様式）を知事に提出しなければならない。
- （貸付辞退の申出）
- 第19条 借受人は、貸付けを辞退しようとするときは、生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付辞退申出書（別記第21号様式）により知事に申し出ることができる。
 - 2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、将来に向かってその貸付けを取り消すものとする。
- （貸付の停止及び減額）
- 第20条 知事は、借受人の収入の状況等により必要と認めるときは、貸付を停止し、又は貸付額を減額できるものとする。この場合において、知事は、貸付の停止又は貸付額の減額を行う2箇月前までに借受人にその旨を通知するものとする。
- （貸付けの取消）
- 第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から貸付けを取り消すものとする。
- (1) 借受人が死亡し、大学等を退学し、又は県外に転出したとき。
 - (2) 借受人がやむを得ない事情がないにもかかわらず、この要項に定める書類の提出を怠ったとき。
 - (3) 借受人が第13条第2項に規定する調査等への協力を行わなかったとき。
 - (4) 借受人が他の施策による生活資金の給付を受けこたなかつたとき。
 - (5) 借受人の出身世帯が生活保護から自立したとき（出身世帯の経済状況等を考慮し、貸付けを継続することが世帯の自立につながるが、知事が認めない場合を除く。）
 - (6) 借受人の出身世帯で法第63条の規定による返還金の未収状況が生じたとき又は法第78条の規定による正給付があつたとき（出身世帯の経済状況等を考慮し、貸付けを継続することが世帯の自立にあつたが、知事が認めない場合を除く。）
 - (7) 借受人の兄弟姉妹が資金の貸付けを受け、償還期日に償還すべき金額を支払わなかったとき（第23条第3項の規定による償還金支払猶予の承認を受けた場合を除く。）
- 2 知事は、前項の規定による取消をしたときは、生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付取消通知書（別記第22号様式）により当該取消に係る者に通知するものとする。

- (貸付けの資格喪失の届出)
- 第22条 借受人は、前条第1項各号に掲げる貸付取消事由のいずれかが生じたときは、生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付資格喪失届(別記第23号様式)により遅滞なく知事に届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の資金資格喪失届を受理した場合は、資金貸付取消通知書により借受人に通知するものとする
(終了報告)
- 第23条 償還人は、大学等を卒業後(退学した場合にあっては、退学後)、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
(据置期間)
- 第24条 資金の償還の据置期間は、その貸付を終了した日の属する月の翌月から6箇月を経過する日の属する月までとする。
(償還期間)
- 第25条 資金の償還期間は、据置期間経過後貸付を受けた期間の5倍に相当する期間以内とする。
(納期限)
- 第26条 資金の償還期日は、月賦の場合は毎月末日、半年賦の場合は毎年6月末日及び12月25日、年賦の場合は毎年12月25日とする。ただし、月の末日及び12月25日が銀行の休業日の場合は、次の最初の銀行営業日とする。
- 2 前項にかかわらず、半年賦又は年賦の場合において、償還人の申出により知事が別定期日を指定したときは、その指定した期日を償還期日とする。
(償還金支払猶予の申請)
- 第27条 知事は、前条の規定にかかわらず、償還人に対し、償還金の支払を猶予することができる。
- 2 償還人は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により償還金の支払猶予を受けようとするときは、生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金支払猶予申請書(別記第24号様式)に償還期日内に償還金を支払うことが著しく困難になったことを証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請を承認するときは生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金支払猶予承認通知書(別記第25号様式)により、承認しないときは生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金支払猶予不承認通知書(別記第26号様式)により、当該申請をした償還人に通知するものとする。
(償還方法等変更の申請)
- 第28条 償還人は、償還期間又は償還金の償還方法を変更しようとするときは、生活保護世帯進学「夢」応援資金償還方法等変更申請書(別記第27号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請を承認したときは生活保護世帯進学「夢」応援資金償還方法等変更承認通知書(別記第28号様式)により、承認しないときは生活保護世帯進学「夢」応援資金償還方法等変更不承認通知書(別記第29号様式)により、当該申請をした償還人に通知するものとする。
(借用書の改定)
- 第29条 貸付けを辞退し、若しくは停止された者又は連帯保証人の変更、貸付額の増額若しくは減額若しくは償還金の支払猶予等の承認を受けた者は、速やかに内容を変更した借用書を新たに作成し、知事に提出しなければならない。
(繰上償還の届出)
- 第30条 償還金の繰上償還をしようとする者は、生活保護世帯進学「夢」応援資金繰上償還届出書(別記第30号様式)により知事に申し出るものとする。
(違約金)
- 第31条 知事は、償還人が、償還期日までに償還金を支払わなかったときは、延滞した償還金の額につき年10.75パーセントの割合で償還期日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該償還期日に支払わないことにつき、第27条第3項の規定により償還金支払猶予の承認を受けた場合は、この限りでない。
(督促)
- 第32条 知事は、償還人が償還金を納期限までに納入しないときは、速やかに当該償還人に対して生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金督促状(別記第31号様式)を発行するものとする。
- 2 知事は、督促状に定める納期限までに償還金の納入がないときは、償還人及び連帯保証人に対して督促状の発行の日から15日以内の適宜の日を納期限とする生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金催告状(別記第32号様式)を発行するものとする。
- 3 知事は、催告状に定める納期限までに償還金の納入がないときは、連帯保証人に償還金の支払を請求するものとする。
(借用書の返還等)
- 第33条 知事は、貸付金の償還を完了した者に対し、生活保護世帯進学「夢」応援資金償還完了通知書(別記第33号様式)によりその旨を通知するとともに、当該貸付金に係る借用書を返還するものとする。
- 第4章 雑則
(雑則)

第34条 この要項の施行に関し必要な事項は、別に定める。
 附 則
 この要項は、平成21年4月24日から施行する。

別記第1号様式

福祉事務所 受付年月日	年月日	県受付 年月日	年月日	受付番号	管理番号
生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付申請書				貸付番号	
熊本県知事 様					
①申請日 年 月 日					
関係書類を添えて、生活保護世帯進学「夢」応援資金の貸付を申請します。					
②申請者氏名 _____ 印					
法定代理人 _____ 印					
法定代理人 _____ 印					
この借入について、連帯して債務を負担します。					
③連帯保証人氏名 _____ 印					
申 請 者	フリガナ	⑤ 生 年 月 日		⑥ 自宅の電話番号	
	④ 氏名	年 月			
	⑦ 住所	郵便番号	—	月 取 (年 取)	
	⑧ 学校名	学校等の名称	学校等の住所	学校等の電話番号	
法 定 代 理 人	フリガナ	⑩ 生 年 月 日		⑪ 自宅の電話番号	
	⑨ 氏名	年 月			
	⑫ 住所	郵便番号	—		
	⑬ 学校 勤務先 等	電話番号	()		
⑭ 申請 者との 続柄	名 称	支 店 名	金融コード	支店コード	口 座 番 号
	口 座 名 義 人				1普通 2当座

申 請 金 額	⑮ 貸付金の種類	生活資金		
	⑯ 貸付金の種類	年 月分から	年 月分まで	
借 入 金 の 状 況	借入先			
	借入金の種類			
	借入金額(円)			
	借入年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	未償還額(円)			
	償還完了予定	年 月 日	年 月 日	年 月 日
償 還	⑰ 償還方法	1. 年賦 (月払) 2. 半年賦 (月、 月払) 3. 月賦		
	⑱ 償還期間	年 月 ~ 年 月 (年 月ヵ月間)		
	⑲ 払込方法	1. 納入通知書 2. 口座引き落とし		
	⑳ 措置期間	年 ヵ月間		
連 帯 保 証 人 の 状 況	フリガナ	⑳ 生 年 月 日		㉑ 申請者との続柄
	㉒ 氏名	郵便番号		—
	㉓ 住所			
	㉔ 自宅の 電話番号	()	㉕ 収入 月収 年収 円	その他の資産、負債 円
家 族 の 状 況	㉖ 職業、 勤務先	勤務先の名称、職業	勤務先の住所	勤務先の電話番号 ()
	氏名	性別	続柄	生年月日(才)
				勤務先・学校名等
				回・別居

別記第2号様式

法定代理人の貸付同意書

年 月 日

熊本県知事

様

法定代理人の住所

氏名

印

私は、下記の者が別添貸付申請を行うことに同意します。

記

1 貸付申請者
住所

氏名

(年 月 日生)

2 貸付申請金額
金

円

別記第3号様式

福祉事務所長の調査意見書			
申請者	生活資金	申請金額	円
	住所	学校名	円
法定代理人	氏名	生年月日	年 月 日
	住所	生年月日	年 月 日
家族の状況	申請者との続柄	職業先名称等	
	申請者との続柄	氏 名	年齢 就学・就業との状況
世帯の状況	一般		
	ひとり親	1. 離婚 2. 死別 3. 生死不明 4. 遺棄 5. 障害 6. 拘禁 7. 未婚の母 8. その他()	
生活保護歴	1. 今までに受けたことがない 2. 今までの受給歴(回)(年 月 ~ 年 月・年 月 ~ 年 月・年 月 ~ 年 月) 3. 現在の受給歴(年 月 ~)		
	収入状況	月 収	円
収入状況	申告所得	無・有 (年分 所得	円)
	申告所得以外の収入状況		

世間の信用	1. 信用が有り評判がよい	2. 普通	3. あまり良くない	4. 悪い
連帯保証人の信用状況	氏名	世間の信用	1. 大変良い 2. 良い 3. 普通 4. あまり良くない 5. 悪い	
	収入	月 収	円	保証能力
村他の収入、資産、負債の状況	年 収	円	1. 大変ある 2. ある 3. あまりない 4. ない	
	申請者の生活態度、自立更生意欲等について			
申請者の自立計画、償還能力等について				
その他参考事項について				
貸付についての総合意見				
1. 自立計画、償還能力等に全く問題がない 2. おおむね問題がない 3. やや問題がある 4. 問題がある 5. 貸付に不適当である				
申請者の信用状況については、上記のとおりであることを報告します。 年 月 日 熊本県知事 様 福祉事務所長 印				

別記第4号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付承認通知書

第 年 月 号 日

様

熊本県知事

印

先に申請のありました生活保護世帯進学「夢」応援資金の貸付けについては、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、借用書に必要事項を記入し、実印を押印のうえ印鑑証明書を添付して提出してください。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付決定番号 第 号
- 3 貸付決定金額 金 円
- 4 貸付期間 年 月から 年 月まで
- 5 償還期間 年 月から 年 月まで
- 6 償還方法
- 7 1回当たりの償還額 金 円

別記第 5 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付不承認通知書

第 年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯進学「夢」応援資金の貸付
けについては、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 申請金額 金 円
- 3 不承認の理由

別記第 6 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金借用書			
資金の種類	生活資金	貸付番号	第 号
借用金額	円	月 額	円
利 子	無利子	備 考	
据置期間	年 月 ~		年 月
貸付金交付期間	年 月 ~		年 月
償還期間	年 月 ~		年 月
償還方法		1 回の償還額	
支 払 月	1 回目		2 回目
<p>上記のとおり借用します。</p> <p>ついては、</p> <p>熊本県生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付要項の定めるところに従い滞納にならないよう誠実に返済します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>借 受 人 住所 氏名 印</p> <p>借受人の 住所 氏名 印</p> <p>法定代理人 住所 氏名 印</p> <p>借受人の 住所 氏名 印</p> <p>法定代理人 住所 氏名 印</p> <p>連 帯 保 証 人 住所 氏名 印</p>			

熊本県知事 様

- 注 1 住所及び氏名は、各自が自分で書いてください。
- 2 借受人、法定代理人及び連帯保証人は、市町村長の発行する印鑑証明書を添付してください。

別記第 7 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付金返済確約書

年 月 日

熊本県知事 様

借受人住所 氏名 印

私は、生活保護世帯進学「夢」応援資金を借り受けましたが、貸付対象期間の終了後、次のとおり確実に償還することを誓約します。

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付額 合計 円
- 4 支払計画
 支払期間 年 月から 年 月まで
 支払方法
 1 回あたり支払金額 金 円
 ただし、第 1 回目の支払金額は 金 円

別記第 8 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付額増額申請書

年 月 日

熊本県知事 様

借受人住所 借受人氏名 印
 法定代理人住所 法定代理人氏名 印

下記のとおり生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付額の増額を申請します。
記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 現在の貸付決定額 合計 円
 (月額 円) × (年 箇月)
- 4 受領済額 合計 円
- 5 増額後の貸付額 合計 円 (月額 円)
- 6 金額を増額する理由

上記の借入れについて、連帯して債務を負担します。

連帯保証人住所 氏名 印

別記第 9 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付額増額承認通知書

第 年 月 号
日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯進学「夢」応援資金の貸付額の増額については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、貸付額等が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 現在の貸付決定額 合計 円 (月額 円)
- 4 変更後の貸付額 合計 円 (月額 円)
- 5 増額の期間 年 月貸付分から 年 月貸付分まで

別記第 10 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付額増額不承認通知書

第 年 月 号
日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯進学「夢」応援資金の貸付額の増額については、下記の理由により承認できませんので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

別記第 1 1 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付額減額承認通知書

第 年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付で申出のありました生活保護世帯進学「夢」応援資金の貸付額の減額については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、貸付額等が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 現在の貸付決定額 合計 円 (月額 円)
- 4 変更後の貸付額 合計 円 (月額 円)
- 5 減額の期間 年 月貸付分から 年 月貸付分まで

別記第 1 2 号様式

伺 次のとおり振込口座を変更してよろしいか。									
決 裁	部長	次長	課長	課長補佐	係長	参事	主査	課 員	
住所、氏名、振込金融機関変更届									
資金の種類		生活資金			貸付 番号				
変更年月日		年 月 日							
氏 名	フリガナ	-----							
	フリガナ	-----							
住 所	新住所						電話		
	旧住所								
新金融機関名			新支店名			金融機関コード		支店コード	
振込口座番号		1 普通	2 当座						

旧金融機関名		旧支店名		旧口座番号	
				
<p>上記のとおり住所、氏名、振込金融機関の変更を届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名 印</p> <p>熊本県知事 様</p>					
<p>住民票、預金通帳等を照合し、上記のとおり相違ないことを確認しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>福祉事務所長 印</p>					

別記第 1 3 号様式

死 亡 届 (債務承認書)

年 月 日

熊本県知事 様

届出人住所

氏名

印

下記のとおり生活保護世帯進学「夢」応援資金の借受人（償還人）が死亡しましたので、お届けします。

なお、今後は私が債務の全額を引き受け、償還することを誓約します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 借受人又は償還人氏名 (年 月 日生)
- 4 借受人又は償還人死亡年月日 年 月 日死亡
- 5 現在の借受金額 合計 円
- 6 現在の未償還額 合計 円

別記第 1 4 号様式

休 学 ・ 復 学 届

年 月 日

熊本県知事

様

借受人住所
氏名

印

下記のとおり休学、復学しましたのでお届けします。
記

- 1 貸付番号 第 号
- 2 学校名
- 3 児童（子）の氏名
(休学する場合)
- 4 休学（予定）期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 休学時の学年 年
- 6 貸付金受領済額 金 円（ 年 月分から 年 月分まで）
- 7 理由
(復学する場合)
- 8 復学年月日 年 月 日
- 9 復学の学年 年

上記のとおり休学・復学したことを証明します。
年 月 日

学校長

印

別記第 1 5 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金口座振替変更届

(金融機関名)

御中

※ 年 月 日届出

※ 貸付番号		事務所	資 金 種 類	貸 付 番 号
	1		生 活 資 金	
資 金 の 償 還 人 (納付義務者)	住所	郵便番号(-)電話番号(- -)		
	フリガナ 氏名			印
指 定 口 座 名 義 人	フリガナ			お届印 印
	氏名			

(旧) ※ 指定口座	金融機関・支所支店名		種目	1 普通	2 当座
	金融機関コード		口座番号		
(新) ※ 指定口座	金融機関・支所支店名		30 種目	1 普通	2 当座
	金融機関コード		口座番号		
※ 振替 変更 月			年		月分より
	④平成				

- (注) 1 振替口座の「変更」か「廃止」か、該当する方に○を付けてください。
 2 口座振替の変更・廃止は、届出の翌月からとなります。
 3 ※印は金融機関等で記入します。
 4 貸付番号 第 号
 5 借受人氏名 (年 月 日生)
 6 借受人死亡年月日 年 月 日死亡
 7 現在の借受金額 合計 円
 8 現在の未償還額 合計 円

別記第 1 6 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金連帯保証人変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所 氏名 印

下記のとおり連帯保証人の変更を申請します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付金額 金 円 (うち償還済額 円)
- 4 現在の連帯保証人
住所
氏名 (年 月 日生)
- 5 変更後の連帯保証人
住所 自宅の電話番号
氏名 (年 月 日生)
申請者との続柄 職業・勤務先名 勤務先の電話番号
月収 円 年収 円
資産・負債の状況
- 6 変更の理由

上記の借入れについて連帯して債務を負担します。
新連帯保証人住所 氏名 印

別記第 1 7 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金連帯保証人変更承認通知書

第 年 月 日
様 熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯進学「夢」応援資金に係る連帯保証人の変更については、下記のとおり承認しましたので通知します。
なお、連帯保証人が変わりますので、新しい借用書を提出してください。

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 旧連帯保証人
住所
氏名 (年 月 日生)
- 4 新連帯保証人
住所
氏名 (年 月 日生)

別記第 1 8 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金連帯保証人変更不承認通知書

第 年 月 日
様 熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯進学「夢」応援資金に係る連帯保証人の変更については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

別記第 1 9 号様式

生活保護世帯進学「夢」 応援資金在学等届

年 月 日

熊本県知事

様

住所
氏名

印

現在の状況を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 借受者の住所及び氏名
住所
氏名
- 2 資金の種類及び貸付番号
資金の種類 生活資金
貸付番号
- 3 就学している者の氏名
(年 月 日 生まれ)
- 4 在学 (在籍) 学校名
() 科 学年 年
(年 月 日 卒業見込み)
- 5 出席状況
前年度の要出席日数 日
前年度の実出席日数 日
- 6 月謝等の納入状況 (○を付けてください。)
滞納なし
滞納あり (カ月分)
- 7 奨学金の状況 (○を付けてください。)
受けている (資金名)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校長名

印

別記第 2 0 号様式

生活保護世帯進学「夢」 応援資金就学状況等調査書

年 月 日

熊本県知事

様

学校名

印

下記の者の本年 9 月 1 日現在の就学状況等について本書のとおり証明します。

記

就学者名	
学部 (科) 名・学年	
日本学生支援機構等 奨学金の借入状況	<ul style="list-style-type: none"> ・借入していない ・借入している (奨学金名：) (借入開始： 年 月分から)

福祉事務所受付年月日	年 月 日

別記第 2 2 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付取消通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県知事

印

年 月 日付け 第 号で貸付決定しました生活保護世帯進学「夢」応援資金については、下記のとおり貸付決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付決定番号 第 号
- 3 貸付決定金額 金 円
- 4 貸付決定取消しの理由

別記第 2 3 号様式

<h2 style="margin: 0;">生活保護世帯進学「夢」応援資金貸付資格喪失届</h2>			
熊本県知事	様	届出日	年 月 日
住所 _____		氏名 _____ 印	
私は、次のとおり生活保護世帯進学「夢」応援資金の貸付けを受ける資格がなくなりましたので、お届けします。			
資金の種類	生活資金	貸付番号
資格喪失年月日	_____		
資格喪失の理由	_____		

貸付決定金額		円 (月額 円)		
貸付金		年 月分から		
受領済額		年 月分まで (年 カ月間)		
要返納額		合計 円		
償 還	償還方法	1 年賦	2 半年賦	3 月賦
	据置期間	年 月 ~ 年 月 (年 箇月)		
	償還期間	年 月 ~ 年 月		
備考				
福祉事務所受付年月日		年 月 日		

別記第 2 4 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

熊本県知事

様

申請者住所

氏名

印

下記のとおり生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金の支払を猶予して下さるよう申請します。
記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 現在の償還期間及び償還方法
年 月から 年 月まで 回払い (年賦、半年賦、月賦)
- 4 支払の猶予を申請する期間
年 月分から 年 月分まで (年 箇月間)
- 5 猶予の理由
(具体的理由)

注意事項

支払の猶予は、返済期間全体が後ろへずれるのではなく、猶予期間の支払だけを後へずらすものですから注意してください。

別記第 2 5 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金支払猶予承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金の支払の
猶予については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、今後は償還計画のとおり返済することになりますので、償還金の準備をお願いします。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 償還期間 年 月から 年 月まで 回払い
- 4 支払いを猶予する期間 年 月分から 年 月分まで (年 箇月間)

注意事項

支払の猶予は、返済期間全体が後ろへずれるのではなく、猶予期間の支払だけを後へずらす
ものですから注意してください。

別記第 2 6 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金支払猶予不承認通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金の支払の
猶予については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

別記第 2 7 号様式

生活保護世帯進学「夢」 応援資金償還方法等変更申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所

氏名

印

下記のとおり生活保護世帯進学「夢」 応援資金の償還方法を変更して下さるよう申請します。
記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 変更後の償還期間 年 月から 年 月まで (年 箇月間)
- 4 変更後の償還方法 年賦 (月払い) 、半年賦 (月、 月払い) 、月賦
- 5 変更する理由

別記第 2 8 号様式

生活保護世帯進学「夢」 応援資金償還方法等変更承認通知書

第 号

年 月 日

様

熊本県知事

印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯進学「夢」 応援資金の償還方法等の変更については、下記のとおり承認しましたので通知します。

なお、今後は償還計画のとおり返済することになりますので、償還金の準備をお願いします。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 変更後の償還期間 年 月から 年 月まで (年 か月間)
- 4 変更後の償還方法 年賦 (月払い) 、半年賦 (月、 月払い) 、月賦
1 回当たりの支払金額 金 円
- 5 償還方法等を変更する月 年 月分から

別記第 2 9 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金償還方法等変更不承認通知書

第 号

年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで申請のありました生活保護世帯進学「夢」応援資金の償還方法等の変更については、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 不承認の理由

別記第 3 0 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金繰上償還申出書

年 月 日

熊本県知事 様

住所

氏名 印

下記のとおり生活保護世帯進学「夢」応援資金の繰上償還をしたいので申し出ます。

記

- 1 資金の種類 生活資金
 - 2 貸付番号 第 号
 - 3 貸付決定額 金 円
 - 4 今までに償還した額 金 円
 - 5 今回繰上償還する額 金 円
- (年 月分から 年 月分まで 年 箇月分の償還金)

別記第 3 1 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金督促状

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたに貸し付けております生活保護世帯進学「夢」応援資金の償還金が、下記のとおり滞納とな
っておりますので、 年 月 日までに必ず納入してください。

なお、事情により納入できない場合は、下記の連絡先まで連絡をいただきますようお願いします。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付金額 円 (月額 円)
- 4 滞 納 額 年 月 分 金 円
- 5 連 絡 先

住 所 熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号

名 称 熊本県健康福祉部社会福祉課

0 9 6 - 3 8 3 - 2 1 9 8

※注意事項

- 1 一時に支払えないとき又はやむを得ず納入することができないときは、指定納期限までに熊本県健康福祉部社会福祉課までに連絡してください。
- 2 納入通知書の納期限までに納入されなかった延滞元金額については、年率 10.75%の割合で納入された日までの日数により計算した違約金を徴収することになります。
- 3 督促状がお手元に届く前に、既に納入されているときは、行き違いになっておりますので御了承ください。

別記第 3 2 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金償還金催告状

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなたに貸し付けております生活保護世帯進学「夢」応援資金の償還金が、下記のとおり滞納とな
っておりますので、 年 月 日までに必ず納入してください。

なお、納期限までに納入しない場合は、連帯保証人に償還金の支払を請求しますので御了承くださ
い。

また、事情により納入できない場合は、下記の連絡先まで連絡をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付額 円 (月額 円)
- 4 滞 納 額 年 月 分 金 円
- 5 連 絡 先
住 所
福祉事務所名

別記第 3 3 号様式

生活保護世帯進学「夢」応援資金償還完了通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

下記の生活保護世帯進学「夢」応援資金については、 年 月の支払をもって、返済が完了しましたのでお知らせします。

なお、契約時に提出されました借用書をお返しします。

記

- 1 資金の種類 生活資金
- 2 貸付番号 第 号
- 3 貸付金額 円

熊本県告示第 4 1 4 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 3 9 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定したので、同条第 4 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、平成 2 1 年 4 月 2 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間

道路の種類	路線名	指定する道路の区間
一般県道	並建熊本線	熊本市春日 3 丁目 8 1 8 番 6 から 熊本市春日 3 丁目 3 番 4 まで

2 指定する期日 平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県告示第 4 1 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション十六 宇城市松橋町西下郷 5 4 4 番地	医療法人社団本田会	平成 2 1 年 4 月 1 6 日

熊本県告示第 4 1 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 9 の規定により公示する。

平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーション十六 宇城市松橋町西下郷 5 4 4 番地	医療法人社団本田会	平成 2 1 年 4 月 1 6 日

熊本県告示第 4 1 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 9 4 条第 1 項の規定により介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
介護老人保健施設夢織りの里天草 天草市楠浦町字掛場59番5	医療法人薫風会	平成21年4月10日

熊本県告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成21年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県菊池郡大津町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**熊本県公告第225号**

コンペ方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成21年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 業務名
「多重債務相談市町村サポート事業」の委託業務
- 2 業務内容
 - (1) 市町村が行う多重債務相談に対する電話での助言
 - (2) 市町村多重債務相談窓口での相談員等の実地支援
 - (3) 多重債務相談研修への講師派遣等
- 3 委託期間
契約締結の日から平成22年3月31日まで
- 4 応募資格
多重債務相談に関する活動を行う旨を定款等で明記している、熊本県内に主たる事務所を有している法人であって、次の要件をすべて満たすもの。
 - (1) 今回の業務を受託できる組織体制を有していること。（又はその見込みがあること。）
 - (2) 応募締切日（平成21年5月15日）前に、1年以上の多重債務カウンセリング関係の活動実績があること。
 - (3) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。
 - (4) 特定の公職者（その候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的としていないこと。
 - (5) 暴力団ではないこと又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にないこと。
- 5 募集期間
平成21年4月15日（水）から5月15日（金）まで
- 6 その他
詳細については、別途提示する業務委託応募要領による。
- 7 問い合わせ先及び業務委託応募要領配布場所
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県環境生活部食の安全・消費生活課消費生活センター 企画・事業者指導班
電話096-333-2291

熊本県公告第226号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成21年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- サンキ御船店
上益城郡御船町大字辺田見字村下230番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社三喜 代表取締役 八木下眞司	千葉県柏市中央町2番8号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年12月11日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,289平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数
103台
 - (2) 駐輪場の収容台数
88台
 - (3) 荷さばき施設の面積
50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
16立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成21年4月10日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課
平成21年4月24日から平成21年8月24日まで

熊本県公告第227号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成21年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 調達物品の名称及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 11,749,000キロワット時
(契約電力 3,450キロワット)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部管財課
熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2089
- 3 落札者を決定した日
平成21年3月17日
- 4 落札者の相手方の氏名及び住所
九州電力株式会社熊本支店 執行役員支店長 森元 豊
熊本県熊本市上水前寺一丁目6番36号
- 5 落札金額
166,889,467円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成21年2月3日

熊本県公告第228号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条の規定により平成21年度熊本県製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、

熊本県製菓衛生師法施行細則（昭和42年熊本県規則第40号）第2条の規定により公告する。

平成21年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験日時及び場所

- (1) 日時 平成21年7月14日（火）午後1時30分から午後3時30分まで
(2) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館2階 AV会議室

2 試験科目

試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士で試験科目の免除を願い出たものについては、試験科目のうち(6)を免除する。

- (1) 衛生法規
(2) 公衆衛生学
(3) 食品学
(4) 栄養学
(5) 食品衛生学
(6) 製菓理論及び実技（製菓実技は、和菓子、洋菓子、製パンのいずれか1つを選択）

3 受験資格

受験資格は、次の各号のいずれかとする。ただし、専ら菓子製造品の運搬、配達、食器洗場等に従事している場合は、「菓子製造業に従事」には含まれない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する高等学校に入学することのできる者で、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
(2) 学校教育法第57条に規定する高等学校に入学することのできる者で、2年以上菓子製造業に従事（原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務しているものに限る。以下同じ。）したもの
(3) 法の施行の日（昭和41年12月26日）に現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第57条に規定する高等学校に入学することのできる者を除く。）で、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日に3年を超えているもの又は法の施行の日後3年を超えたもの

4 受験手続

(1) 願書の配布

各保健所で配布する。ただし、県外に居住する者にあつては郵送での配布を行う。その場合、あて先を明記し、140円切手を貼った返信用封筒（縦23.5cm、横12cm）を同封し、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書きして、熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に請求すること。

(2) 願書受付期間

- ア 受付日は、平成21年5月25日（月）から同年6月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。
イ 受付時間は、午前8時30分から午後5時30分（熊本市保健所にあつては午後5時00分）までとする。
ウ 郵便による受験申込みは、平成21年6月12日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(3) 願書提出先

- ア 受験志願者は、住所地を管轄する保健所に願書を提出すること。
イ 県外に居住する者にあつては、熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に提出すること。
ただし、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きすること。

(4) 提出書類等

- ア 受験願書（第4号様式）1部
イ 菓子製造業従事証明書 1部
（3の受験資格の(1)に該当する者を除く。）
ウ 菓子製造技能検定合格書の写し 1部
（2の試験科目のただし書により「製菓理論及び実技」の試験科目を免除される者に限る。）
エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又はそれらの写し 1部
（3の受験資格の(3)に該当する者を除く。）
オ 写真 1枚
（製菓衛生師受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.6cm、横2.4cmのものに限る。）

(5) 受験手数料 9,700円

受験願書受理後の受験手数料は、一切返還しない。

(6) 受験票の交付

受験票は、受験願書の受付後、試験前日までに交付する。

5 合格発表及び合格証書の交付

- (1) 合格者の発表は、平成21年7月31日（金）午前10時に県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページにも掲載する。

- (2) 試験に合格した者に対しては、郵送により合格証書を交付する。
- 6 その他
- (1) 願書の請求及び受験についての問い合わせ先
- | | |
|-------------|-------------------------|
| 熊本県健康危機管理課 | 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 4 7 |
| 有明保健所衛生環境課 | 0 9 6 8 - 7 2 - 2 1 8 4 |
| 山鹿保健所衛生環境課 | 0 9 6 8 - 4 4 - 4 1 2 1 |
| 菊池保健所衛生環境課 | 0 9 6 8 - 2 5 - 4 1 3 5 |
| 阿蘇保健所衛生環境課 | 0 9 6 7 - 3 2 - 0 5 3 5 |
| 御船保健所衛生環境課 | 0 9 6 - 2 8 2 - 0 0 1 6 |
| 宇城保健所衛生環境課 | 0 9 6 4 - 3 2 - 0 5 9 8 |
| 八代保健所衛生環境課 | 0 9 6 5 - 3 2 - 6 1 2 1 |
| 水俣保健所衛生環境課 | 0 9 6 6 - 6 3 - 4 1 0 4 |
| 人吉保健所衛生環境課 | 0 9 6 6 - 2 2 - 3 1 0 7 |
| 天草保健所衛生環境課 | 0 9 6 9 - 2 3 - 0 1 7 2 |
| 熊本市保健所食品保健課 | 0 9 6 - 3 6 4 - 3 1 8 8 |
- (2) 試験科目の得点及び合計得点の開示
- ア 開示請求先
熊本県個人情報保護条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 6 号）第 2 2 条の規定により開示を希望する受験者に対して、熊本県健康福祉部健康危機管理課において、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に開示する。
- イ 開示期間
合格発表の日から 1 か月間（平成 2 1 年 7 月 3 1 日（金）から同年 8 月 3 1 日（月）まで）とする。
なお、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 1 0 時から午後 5 時までとする。
- (3) 試験問題の開示
出題した問題については、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。
ただし、掲載期間は、1 年間（平成 2 1 年 7 月 3 1 日（金）から平成 2 2 年 7 月 3 0 日（金）まで）とする。
- (4) 合格の取り消し
受験申込みに当たって、虚偽若しくは不正があった場合又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

熊本県公告第 2 2 9 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により平成 2 1 年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公示する。
平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行う者の名称	調 査 地 域 名	調 査 期 間
熊本市	戸島町、戸島一丁目、戸島七丁目及び戸島西五丁目の各一部	平成 2 1 年 4 月 1 日から 平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
八代市	坂本町鮎埴い、坂本町鮎埴ろ、坂本町鮎埴は、坂本町鮎埴に、鏡町鏡村、鏡町有佐、鏡町下有佐、東陽町河俣及び泉町仁田尾の各一部並びに郡築 2 番町、郡築 3 番町、郡築 4 番町、郡築 5 番町、郡築 6 番町、郡築 7 番町及び鏡町中島の全部	
水俣市	久木野、越小場、古里、大川及び袋の各一部	
玉名市	岱明町の全部	
天草市	魚貫町、久玉町及び牛深町の各一部	
山鹿市	菊鹿町矢谷及び相良の各一部	
菊池市	亘、木庭、藤田及び下河原の各一部並びに方角、北宮及び大琳寺の全部	
宇土市	長浜町、上網田町及び下網田町の各一部	
上天草市	大矢野町維和の一部	
宇城市	三角町波多、三角町大田尾及び三角町三角浦の各一部	
阿蘇市	大字赤仁田及び小園の各一部	
植木町	大字正清、米塚、豊岡及び轟の各一部並びに田底及び宮原の全部	

南小国町	大字中原及び満願寺の各一部
小国町	大字宮原及び下城の各一部
産山村	大字産山、大和及び片俣の各一部
高森町	大字中の一部
南阿蘇村	大字河陰の一部
西原村	大字河原の一部
御船町	大字高木の一部
益城町	大字寺迫、上陳、下陳及び平田の各一部
山都町	津留及び今の各一部並びに白藤、荒谷、井無田、川口、下山及び伊勢の全部
氷川町	新田、島地、野津、高塚及び大野の各一部
芦北町	大字白石、籠瀬、立川、吉尾及び大岩の各一部
多良木町	大字多良木の一部
水上村	大字湯山の一部
五木村	大字甲、乙及び丙の各一部
球磨村	大字渡甲及び渡乙の各一部

熊本県公告第 2 3 0 号

次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成 2 1 年 4 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
認知症家族支援業務
- (2) 委託業務の内容
認知症家族支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 委託期間
平成 2 1 年 6 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、認知症家族支援業務に要する費用とする。
 - イ 入札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 5 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 認知症家族支援業務総合評価一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 3 9 年熊本県告示第 4 2 0 号）による。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 入札日時（平成 2 1 年 5 月 2 2 日（金）午後 1 時）において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 1 4 年熊本県告示第 8 1 1 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留

- 郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 熊本県出納局管理調達課管理審査班(県庁行政棟本館2階)
 郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話096-383-1111 内線6349
 ダイヤルイン096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 平成21年4月24日(金)から平成21年5月11日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
 熊本県健康福祉部高齢者支援総室認知症対策・地域ケア推進室(県庁行政棟新館4階)
 郵便番号860-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話096-383-1111 内線7115
 ダイヤルイン096-333-2216
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
 4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 ア 交付期間
 平成21年4月24日(金)から平成21年5月21日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
 イ 交付場所
 4に記載のとおり
- (3) 入札、開札及び総合評価のための提案書の提出(提案書の説明及びプレゼンテーションを含む。)日時及び場所
 ア 日時
 平成21年5月22日(金)午後1時から
 イ 場所
 熊本県庁行政棟新館3階聴聞室
- (4) 入札書及び総合評価のための提案書の提出方法
 5の(3)のイに記載の場所に持参するものとする。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)のアに記載の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 ケ 2以上の意思表示をした入札
 コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
 ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者(以下「有効入札書提出者」という。)にあっては、イ及びウの方法により総合評価(満点1,000点)を行う。

イ 総合評価のための提案書については、有効入札書提出者によるプレゼンテーションの内容を加味し、別記「評価基準」に基づき技術点として算定する（満点 700 点）。

ウ 入札価格については、「300 点 × (1 - 入札価格 × 1.05 / 予定価格)」により算定し、価格点として算定する（満点 300 点）。

エ 上記イ及びウにより算定された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。ただし、技術点が著しく低く、本業務の目的を達成できないと判断されるときは、落札者としがない場合がある。

オ 技術点及び価格点の合計点数が最も高い者が 2 者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とし、当該点数が同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(5) 最低制限価格

無

(6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から 14 日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書等による。

<別記> 評価基準

大項目	小項目	評価内容	配点
1 電話相談対応 (コールセンター業務)	電話相談への対応	対応日(時間帯)、認知症に関する知識を有した相談員等、広く認知症の人やその家族等からの相談を受けやすい体制にあるか。	250
	関係機関の紹介、取り次ぎ	認知症に関する知識を有した相談員の配置により、相談内容を踏まえて、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等、適切な支援が行える関係機関につながり体制にあるか。	50
2 関係機関への支援		地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援のため、情報提供等を行うか。	25
3 家族支援	面接相談の実施	知識や技術だけでなく、精神面も含め家族を支えるための面接相談の実施方法。	25
	交流集会の開催	家族同士の交流集会等の開催方法や頻度、内容。	100

4 事業の普及	シンポジウム ・研修会等	自治体職員、介護従事者、関係機関の職員等に対し、先進事例の紹介等を行うシンポジウムや研修会の開催とともに、本事業の成果の普及について、どのような取り組みを行うか。	50
5 受託者に関する事項	業務執行体制 ・活動実績	業務の遂行に必要な人材等を有しているか。また過去の活動実績、及びその成果をどのように業務に活かすか。	175
	委託事業の 収支計画	収支計画の内容が的確であり、実現の可能性があるか。	25
合計			700

熊本県公告第231号

コンペ方式で委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。
平成21年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 業務概要

(1) 委託業務名

「平成21年度くまもとの木製遊具推進事業」の実施に伴う業務

(2) 委託業務の内容

- ア 木製遊具の貸出し及び貸出しに伴う相談の受付等に関すること。
- イ 木製遊具の円滑な貸出しに係る保全管理等に関すること。
- ウ 木製遊具の貸出しに伴う貸出先への木製遊具の搬送・回収に関すること。
- エ 木製遊具貸出先への木育プログラムの提供に関すること。

2 委託期間

平成21年6月1日から平成22年3月31日まで

3 応募資格

森林・木材関係、環境関係の活動を行う旨を定款等で明記している熊本県内に主たる事務所を有している法人であって、次の要件をすべて満たすもの。

- (1) 委託業務を受託できるための十分な組織体制を有していること、又はその見込みがあること。
- (2) 平成21年4月1日現在で1年以上の森林・木材関係、環境関係の活動実績があること。
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- (4) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としないこと。
- (5) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にないこと。

4 募集期間

平成21年4月24日（金）から平成21年5月11日（月）まで

5 その他

詳細については、別途提示する業務委託先募集要領による。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県農林水産部林業振興課（096-333-2448）

熊本県公告第232号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成21年4月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 福岡県大牟田市正山町139番地
- 2 築造者の氏名 林田美津子
- 3 道路の位置 玉名市山田字平嶋2198番5並びに里道及び水路の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 67.08メートル
- 6 指定年月日 平成21年3月31日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第62号

登載依頼

熊本県人事委員会公告第1号

平成21年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）を次のとおり実施する。

平成21年4月24日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	採用後の職務内容
行 政	22人程度	知事部局又は教育委員会等（それぞれの出先機関を含む。）に勤務し、行政事務に従事します。
警 察 行 政	11人程度	警察本部（出先機関を含む。）に勤務し、警察事務に従事します。
学 校 事 務	8人程度	県立学校又は市町村立学校に勤務し、学校事務に従事します。
心 理 判 定 員	1人程度	知事部局（出先機関を含む。）又は病院局に勤務し、専門的知識等を必要とする業務に従事します。
土 木	一般土木	知事部局（出先機関を含む。）に勤務し、専門的知識等を必要とする業務に従事します。
	農業土木	
建 築	5人程度	知事部局又は警察本部（それぞれの出先機関を含む。）に勤務し、専門的知識等を必要とする業務に従事します。
機 械	1人程度	知事部局（出先機関を含む。）に勤務し、専門的知識等を必要とする業務に従事します。
電 気	1人程度	
化 学	3人程度	
農 学	5人程度	
林 学	2人程度	
畜 産	1人程度	
水 産	1人程度	
保 健 師	3人程度	知事部局（出先機関を含む。）又は病院局に勤務し、専門的知識等を必要とする業務に従事します。
薬 剤 師	2人程度	

※ 採用予定人員は、今後、変更になることがあります。

2 受験資格

年 齢	すべての職種	以下①②のいずれかに該当する者 ① 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者 ② 昭和63年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成22年3月末までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
-----	--------	---

次の職種については、このほかにそれぞれ次の資格要件が必要です。

免 許 ・ 資 格	心 理 判 定 員	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において心理学を専攻し卒業した者（卒業見込みを含む。 ※1ただし、教養課程のみの心理学履修者は除く。）
	保 健 師	保健師の免許を取得又は平成22年春季の国家試験で免許取得見込みの者 ※2
	薬 剤 師	薬剤師の免許を取得又は平成22年春季の国家試験で免許取得見込みの者 ※2

※1 採用時までには大学を卒業していないと、任命権者において採用されません。

※2 平成22年春季の国家試験で免許取得見込みの方は、免許取得後の採用となります。採用時までには免許を取得していないと、任命権者において採用されません。

ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者（保健師を除く。）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日程等

試験	日 時	試験地	試験会場	合格発表
第1次筆記試験	平成21年 6月28日(日) 9:00(着席) ～ 15:05(終了予定) ※ 遅刻者は、10:00までに試験室に入室しないと受験できません。	熊本市 東京都	(熊本市) 熊本学園大学 (東京都) 都道府県会館	第1次試験の合格発表は7月7日の予定です。 県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示し、合格者にのみ文書で通知します。 〔合格通知書が発表日から3日経過しても到着しないときは、至急、人事委員会事務局総務課に問い合わせてください。〕
第2次筆記試験	平成21年7月19日(日)	熊本市	試験会場は、第1次試験合格者に文書で通知します。	第2次試験の合格発表は8月中旬の予定です。 県庁行政棟本館1階ロビーに合格者の受験番号を掲示し、合格者にのみ文書で通知します。
面接試験	平成21年7月27日(月) ～8月2日(日) のうち指定する1日 ※ 日時は、第1次試験合格者に文書で通知します。			

- ※ 第1次試験については、申込みの際に都合のよい試験地を選択してください。
- ※ 「行政」については、点字による受験もできます。点字受験を希望する方は、試験地及び試験時間が一部異なりますので、申込みの際に必ず人事委員会事務局総務課まで問い合わせてください。
- ※ 拡大印刷問題による受験を希望する方（視覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている方に限ります。）、聴覚に障がいのある方、車椅子を使用する方は、申込みの際に必ず人事委員会事務局総務課まで連絡してください。
- ※ 合格者の受験番号は熊本県のホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）にも掲載します。

4 試験の方法、配点等

試験の程度は、大学卒業程度で行います。

(1) 第1次試験 (満点220点)

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
教養試験 (100点)	一般的知識及び能力等について、択一式による筆記試験を行います。 [出題数50題]	2時間30分
専門試験 (120点)	専門的知識及び能力等について、択一式による筆記試験を行います。 [出題数40題]	2時間
資格加点	「行政」の受験者で、一定水準以上の英語資格を有する方については、第1次試験において10点を加点します(ただし、満点に達するまで)。 *注1	

*注1 資格加点の対象となる方は、次の英語資格(ただし、平成19年5月12日以降に取得したものに限り)を有し、教養試験、専門試験の双方において下記合

格基準を満たす方です。
 实用英語技能検定 1 級及び準 1 級
 TOEIC スコア 730 点以上
 TOEFL スコア PBT 550 点及び iBT 79 点以上
 国際連合公用語英語検定 特 A 級及び A 級
 該当する方は、受験申込書に必要事項を記入し、合格証書あるいはスコアレポートの写し 1 部を添付してください。
 なお、第 1 次試験当日に合格証書あるいはスコアレポートの原本を持参してください。教養試験開始時に原本により、資格の確認を行います（確認ができない場合は、加点しません。）。

(2) 第 2 次試験（満点 300 点）

- ① 「行政」、「警察行政」、「学校事務」、「土木（一般土木）」、「土木（農業土木）」、「建築」、「機械」、「電気」、「化学」、「農学」、「林学」、「畜産」及び「水産」の職種

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
専門試験 (50点)	専門的知識及び能力等について、記述式による筆記試験（専門的課題）を行います。	1 時間 30 分
論文試験 (50点)	一般的な課題により、表現力や論理性などについて、記述式による筆記試験を行います。	1 時間 30 分
面接試験 (200点)	表現力、積極性、協調性、堅実性、理解力などについて、個別面接、集団面接及び集団討論による口述試験を行います。 なお、面接試験の参考とするために、適性検査を行います。	

- ② 「心理判定員」、「保健師」及び「薬剤師」の職種

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
論文試験 (100点)	一般的な課題により、表現力や論理性などについて、記述式による筆記試験を行います。	1 時間 30 分
面接試験 (200点)	表現力、積極性、協調性、堅実性、理解力などについて、個別面接、集団面接及び集団討論による口述試験を行います。 なお、面接試験の参考とするために、適性検査を行います。	

第 1 次試験及び第 2 次試験においては、試験の種類ごとに次の合格基準があり、1 つでも基準を満たさない場合は、総合得点の如何にかかわらず不合格となります。

<合格基準>

面接試験以外の試験：平均点又は配点の 4 割の点のいずれか低い点
 面接試験：配点の 5 割の点

- ※ 第 1 次試験の結果は、第 2 次試験に反映されません。
- ※ 受験申込書記載事項の受験資格の真否等を確認するため、調査を行うことがあります。
- ※ 第 1 次試験に係る例題及び第 2 次試験に係る平成 20 年度の問題・課題については、熊本県のホームページ (<http://www.pref.kumamoto.jp/>) に掲載しています。
- [注意] 受験の際は、受験票、ボールペン、鉛筆、消しゴム及び鉛筆削りを持参してください。
時計については、計算機能等がついたものを試験室に持ち込むことはできません。

5 受験手続等

次のうちいずれかの方法で申し込んでください。（2 つ以上の方法による申込みはしないでください。）

なお、受験申込書の受付後における職種や試験地等の変更は認められませんので、誤りのないように注意してください。

- (1) 持参又は郵送で申し込む場合

申	申込先	熊本県人事委員会事務局総務課 〒862-8570 熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 6834)	直通 096-333-2733 代表 096-383-1111 (内線)
		申込書（申込書記入要領により必要事項を記入のうえ、所定の箇所に 50 円	

手続	申込方法	切手と写真をはってください。)を上記の申込先に郵送又は持参してください。 郵送する場合は、封筒の表に「大卒申込」と朱書し、必ず簡易書留で送ってください。簡易書留によらない方法で郵送した場合の事故は責任を負いません。 また、封筒の裏には住所・氏名を必ず書いてください。
	受付期間	平成21年5月11日(月)～5月29日(金) 郵送：平成21年5月29日までの消印のあるもの限り受け付けます。 持参：受付時間 8:30～17:30 土曜日及び日曜日は、受け付けできませんのでご了承ください。
受験票の交付		受付期間終了後、郵送します。6月18日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課まで問い合わせてください。なお、受験票を紛失した場合は、必ず人事委員会事務局総務課(Tel096-333-2733)へ早めに連絡してください。

(2) インターネットで申し込む場合

手続	申込方法	まず、熊本県ホームページの「くまもと電子申請窓口（よろず申請本舗）」にアクセスし、利用者登録（利用者ID・パスワードの取得）を行ってください（この手続きは受付期間前でも行うことができます。なお、利用者ID・パスワードは、利用者登録後、直ちに発行されます）。 受付期間になったら、「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「県職員採用試験受験申込（大学卒業程度）」を選択し、申込データの入力・送信を行ってください。 申込データの受信確認後、到着結果通知書がメールで送信されます。到着結果通知書が送信されない場合やシステムの操作、利用者登録、その他手続きに関する問い合わせについては、熊本県電子自治体コールセンター(Tel096-334-1592)にご連絡ください。
	受付期間	平成21年5月11日(月)8:30～5月26日(火)17:30 上記期間のうち、5月12日～5月25日については24時間いつでも受け付けます。 なお、申込書を持参又は郵送で申し込む場合とは受付期間が異なりますので注意してください。
処理状況の確認		申込データの到着から受験票の発送までの処理状況が確認できます。確認される方は、熊本県ホームページの「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「熊本県」、「申請状況照会」の順にアクセスし、今回申請した「職員採用試験」を選択してください。 なお、申込内容の補正等をお願いする場合がありますので、審査完了まで処理状況は随時確認してください。
受験票・写真票の作成		審査終了後、審査終了通知書がメールで送信されます。6月8日以降、受験票・写真票の作成ができるようになります。 受験票及び写真票は、次の方法により作成し、どちらも試験当日に必ず持参してください。 ① 「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「熊本県」、「申請状況照会」の順にアクセスし、今回申請した「職員採用試験」の申請書を選択。「申請データ(情報)状況詳細」画面が表示されますので、自治体側作成文書の中の「公文書」をクリックし、受験票及び写真票の様式をダウンロード(保存)してプリンタで印刷する。 ※6月18日までに様式の印刷ができない場合は、至急、人事委員会事務局総務課(Tel096-333-2733)まで問い合わせてください。 ② 写真票には、所定の箇所に写真(申込み前3か月以内に写したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。サイズは縦4cm、横3cm程度で、裏面には氏名と生年月日を必ず記入すること。)をはること。 なお、写真票に写真がはっていない場合、受験を認めないので注意すること。
※ この申込みには「熊本県電子申請受付システム（よろず申請本舗）」を利用しますが、ご利用のインターネット環境によってはこのシステムを利用できないことがありますので、詳しくは熊本県のホームページ（http://www.pref.kumamoto.jp/）の「くまもと電		

子申請窓口（よろず申請本舗）」から電子申請のページにアクセスして確認してください。また、受験票及び写真票を作成するためのプリンタがない場合は、インターネットでの申込みは行わないでください。

※ 申込みは受付期間中に正常に到達したものを受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについては、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

6 合格から採用まで

(1) 第2次試験の合格者は、試験職種に応じて採用候補者名簿に登載されます。各任命権者（知事、教育委員会、警察本部長）は、この採用候補者名簿に登載されている方の中から面接等を実施し、最終的な採用者を決定します（採用にあたっては、人事委員会が実施する第2次試験終了後、各任命権者が採用候補者への面接を実施したうえで決定します。したがって、人事委員会が実施した試験に合格したら必ず採用されるということではありません。）

この採用候補者名簿の有効期間は、登載の日から平成22年12月31日までです。

なお、この採用候補者名簿は、主として平成22年4月の採用に対応するものですが、既卒者については、各任命権者により、平成22年4月以前に採用されることもあります。

(2) 初任給は、新規学卒者の場合、月額172,200円（保健師及び薬剤師を除く。）です。薬剤師の場合、月額178,200円、保健師の場合、月額201,100円です。（ただし、平成24年3月31日までの間、本県の財政事情により、上記の額から3%が減額され支給されています。減額後の額は、新規学卒者の場合、月額167,034円（保健師及び薬剤師を除く。）、薬剤師の場合、月額172,854円、保健師の場合、月額195,067円です。）また、条例等の定めにより、扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給され、更に、期末手当等が支給されます。（平成21年4月1日現在）

7 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票、合格通知書又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時30分までの間に直接開示場所へおいでください。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	試験種目別得点 総合得点 総合順位(※)	合格発表の日から 1か月間	人事委員会事務局総務課 (県庁行政棟本館3階)
第2次試験	第2次試験受験者			

※ 総合順位は、合格基準を満たす方のみ開示

熊本県人事委員会公告第2号

平成21年度熊本県警察官採用試験（警察官A）及び警察官採用共同試験（警察官A）を次のとおり実施する。

平成21年4月24日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

1 区分、採用予定人員等

職 種	区 分	採用予定人員	採用後の職務内容
警察官A	男 性	121人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の指導及び取締り、その他公共の安全と秩序の維持にあたります。
	女 性	10人程度	
	武道指導	2人程度	また、武道指導については、上記に加え、将来、柔道又は剣道の訓練に係る指導にあたることがあります。

※ 採用予定人員は、今後、変更になることがあります。

2 受験資格

職 種	区 分	年 齢 等	学 歴	その他
警察官A	男 性	昭和52年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成22年3月末までに卒業見込みの者	
	女 性	昭和52年4月2日以降に生まれた女性		

	武道指導	昭和52年4月2日以 降に生まれた者	人事委員会が上記に該当する者と 同等以上であると認める者（注1・ 注2）	柔道又は剣道の3段 以上の段位を取得して いる者（注3）
--	------	-----------------------	--	------------------------------------

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員（警察官を含む。）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注1）「人事委員会が上記に該当する者と同等以上であると認める者」の例

- ・ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は平成22年3月までに修了見込みの者
- ・ 防衛大学校、海上保安大学校等を卒業した者又は平成22年3月までに卒業見込みの者
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者又は平成22年3月までに授与される見込みの者

＜詳細は人事委員会事務局総務課にお問い合わせください。＞

（注2）平成17年度に創設された「高度専門士」の称号を取得することのできる専修学校の専門課程を修了又は平成22年3月までに修了見込みの者は、「警察官A」の受験資格があり、「警察官B」の受験資格はありません。

（注3）段位については、柔道は(財)講道館から、剣道は(財)全日本剣道連盟から授与されたものに限ります。

3 試験の日程等

試験	日 時	試験地	試験会場	合格発表
第1次試験 教養試験 論文試験 実技試験 (武道指導のみ)	平成21年7月12日(日) 着席 9:00 終了予定 「男性」「女性」 14:40 「武道指導」 17:30	熊本市 神奈川県	「男性」「女性」 (熊本市) 熊本学園大学 (神奈川県) 鶴見大学 「武道指導」 熊本県警察学校	第1次試験の合格発表は7月17日の予定です。 県庁行政棟本館1階ロビー、県庁警察棟1階ロビーに合格者の受験番号を掲示し、合格者にものみ文書で通知します。 合格通知書が発表日から5日経過しても到着しないときは、至急、人事委員会事務局総務課にお問い合わせください。
	※ 遅刻者は、10:00までに試験室に入室しないと受験できません。	※ 武道指導は熊本市のみ		
	第2次試験 体力試験	平成21年8月8日(土)～8月9日(日)		
面接試験	平成21年8月15日(土)～8月22日(土)のうち指定する1日 ※ 日時は第1次試験合格者に通知します。	熊本市		第2次試験の合格発表は8月下旬の予定です。 県庁行政棟本館1階ロビー、県庁警察棟1階ロビーに合格者の受験番号を掲示し、合格者にものみ文書で通知します。

※ 「男性」「女性」の第1次試験については、申込みの際に都合のよい試験地を選択してください。

ただし、「武道指導」については、熊本会場（熊本県警察学校）のみとします。

※ 合格者の受験番号は熊本県のホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）にも掲載します。

4 試験の方法、配点等

試験の程度は、大学卒業程度で行います。

第1次試験（満点100点）

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
教養試験 (100点①) (50点②) *注1	警察官として必要な一般的知識及び能力等について択一式による筆記試験を行います。 出題数 : 50題 出題分野: 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、 数的推理・資料解釈 等	2 時間 30 分
実技試験 (50点②) *注2	武道指導者の候補者として必要な柔道又は剣道の技術の習熟度と技量等について実技試験(基本及び試合形式)を行います。	
資格加点	「男性」及び「女性」の受験者で、一定水準以上の語学資格を有する方については、第1次試験において10点を加点します(ただし、満点に達するまで)。*注3	

※ 論文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点・評価は第2次試験で行います。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験は不合格となります。

*注1 ①「男性」及び「女性」区分

②「武道指導」区分

*注2 実技試験は「武道指導」区分のみ実施します。

*注3 資格加点の対象となる方は、次の語学資格(ただし、平成19年5月12日以降に取得したものに限り)を有し、教養試験において合格基準を満たす方。

英 語	実用英語技能検定	1 級及び準 1 級
	TOEIC	スコア 730 点以上
	TOEFL	スコア PBT 550 点及び iBT 79 点以上
	国際連合公用語英語検定	特 A 級及び A 級
中国語	中国語検定試験	1 級、準 1 級及び 2 級
	中国語コミュニケーション能力検定	スコア 550 点以上
	漢語水平考試	11 級、10 級、9 級、8 級、7 級及び 6 級
韓国語	韓国語能力試験	6 級、5 級及び 4 級
朝鮮語	「ハングル」能力検定試験	1 級、2 級及び準 2 級

該当する方は、受験申込書に必要事項を記入し、合格証書あるいはスコアレポートの写し1部を添付してください。

なお、第1次試験当日に合格証書あるいはスコアレポートの原本を持参してください。教養試験開始時に原本により、資格の確認を行います(確認ができない場合は、加点しません。)

第2次試験(満点150点)

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
論文試験 (50点)	警察官として必要な文章による表現力及び論理性などについて、記述式による筆記試験を行います。	1 時間 30 分
身体検査	警察官として必要な身体状況について検査を行います。 医療機関で受診し、交付された身体検査書を提出していただきます。 検査項目: 身長・体重等の測定、胸部疾患、肝臓・腎臓等の機能	
体力試験	警察官として職務遂行上必要な体力について試験を行います。 種目: 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、立ち幅跳び、腕立て伏せ	
面接試験 (100点)	表現力、積極性、協調性、堅実性、理解力などについて、個別面接及び集団討論による口述試験を行います。 なお、面接試験の参考とするために、適性検査を行います。	

※ 第1次試験の結果は、第2次試験に反映されません。

第1次試験及び第2次試験においては、試験の種類ごとに次の合格基準があり、1つでも基準を満たさない場合は、総合得点の如何にかかわらず不合格となります。

① 教養試験の合格基準
「男性」「女性」: 警察官A全区分の平均点又は配点の4割の点のいずれか低い点

- 「武 道 指 導」：警察官 A 全区分の平均点又は配点の 2 割 5 分の点のいずれか低い点
- ② 実技試験の合格基準
配点の 6 割の点
- ③ 論文試験の合格基準
平均点又は配点の 4 割の点のいずれか低い点
- ④ 身体検査の合格基準

検査項目	男 性	女 性
身 長	おおむね 160cm 以上であること	おおむね 155cm 以上であること
体 重	おおむね 47kg 以上であること	おおむね 45kg 以上であること
胸 囲	おおむね 78cm 以上であること	
視 力	両眼とも裸眼視力が 0.6 以上であること又は矯正視力が 1.0 以上であること	
色 覚	職務遂行上支障がないこと	
聴 力	正常であること	
その他	身体に職務遂行上支障がないこと	

⑤体力試験の合格基準

下表の種目全てを受験し、5 種目以上で基準を満たすこと。

種 目	男 性	女 性
握 力	左右平均 45kg 以上	左右平均 29kg 以上
上体起こし	30 秒間に 26 回以上	30 秒間に 18 回以上
長座体前屈	44cm 以上	45cm 以上
反復横跳び	20 秒間に 53 回以上	20 秒間に 43 回以上
20m シャトルラン	64 回以上	35 回以上
立ち幅跳び	225cm 以上	165cm 以上
腕立て伏せ	25 回以上	15 回以上

⑥面接試験の合格基準

配点の 5 割の点

※ 受験申込書記載事項の受験資格の真否等を確認するため、調査を行うことがあります。

※ 第 1 次試験に係る例題及び第 2 次試験に係る平成 20 年度の問題・課題については、熊本県のホームページ (<http://www.pref.kumamoto.jp/>) に掲載しています。

[注意] 1. 受験の際は、受験票、ボールペン、鉛筆、消しゴム及び鉛筆削りを持参してください。

時計については、計算機能等がついたものを試験室に持ち込むことはできません。

2. 「武道指導」の受験者は、第 1 次試験で実技試験を行いますので、柔道着又は剣道具（着）及び竹刀を持参してください。

5 受験手続等

次のうちいずれかの方法で申し込んでください。（2 つ以上の方法による申込みはしないでください。）

なお、受験申込書の受付後における区分や試験地等の変更は認められませんので、誤りのないよう注意してください。

(1) 持参又は郵送で申し込む場合

申 込 手	申 込 先	熊 本 県 警 察 本 部 警 務 部 警 務 課 採 用 係 〒 8 6 2 - 8 6 1 0 熊 本 市 水 前 寺 6 丁 目 1 8 番 1 号 代 表 0 9 6 - 3 8 1 - 0 1 1 0 (内 線 2 6 4 3 ・ 2 6 4 4) 熊 本 県 警 察 本 部 警 務 部 警 務 課 採 用 係（県 庁 警 察 棟 3 階）及 び 県 内 の 各 警 察 署
	申 込 方 法	申 込 書（申 込 書 記 入 要 領 に よ り 必 要 事 項 を 記 入 の う え、所 定 の 箇 所 に 5 0 円 切 手 と 写 真 を は っ て く だ さ い。）を 上 記 の 申 込 先 に 郵 送 又 は 持 参 し て く だ さ い。 郵 送 す る 場 合 は、封 筒 の 表 に「警 察 官 A 申 込」と朱 書 し、必 ず 簡 易 書 留 で 送 っ て く だ さ い。簡 易 書 留 に よ ら ない 方 法 で 郵 送 し た 場 合 の 事 故 は 責 任 を 負 い ま せ ン。 ま た、封 筒 の 裏 に は 住 所 ・ 氏 名 を 必 ず 書 い て く だ さ い。

続 受付期間	平成21年5月11日（月）～5月29日（金）
	郵 送：平成21年5月29日までの消印のあるもの限り受け付けます。 持 参：受付時間 8：30～17：30 土曜日及び日曜日は、受け付けできませんのでご了承ください。
受験票の交付	受付期間終了後、郵送します。6月18日までに届かないときは、至急、警察本部警務部警務課採用係（Tel 096-381-0110（内線2643・2644））まで問い合わせてください。なお、受験票を紛失した場合も、必ず警察本部警務部警務課採用係へ連絡してください。
(2) インターネットで申し込む場合 ただし、次の方はインターネットによる申込みは出来ません。 ① 受験票及び写真票を作成するためのプリンタがない方 ② 熊本県以外の都府県を第一志望とされる方で、生年月日が熊本県警察官の年齢要件を満たさない方（昭和52年4月1日以前に生まれた方）	
申 込 手 続	申込方法 まず、熊本県ホームページの「くまもと電子申請窓口（よろず申請本舗）」にアクセスし、利用者登録（利用者ID・パスワードの取得）を行ってください（この手続きは受付期間前でも行うことができます。なお、利用者ID・パスワードは、利用者登録後、直ちに発行されます。） 受付期間になったら、「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「警察官採用試験受験申込（警察官A）」を選択し、申込データの入力・送信を行ってください。 申込データの受信確認後、到達結果通知書がメールで送信されます。到達結果通知書が送信されない場合やシステムの操作、利用者登録、その他手続きに関する問い合わせについては、熊本県電子自治体コールセンター（Tel 096-334-1592）にご連絡ください。
	続 受付期間 平成21年5月11日（月）8：30～5月26日（火）17：30 上記期間のうち、5月12日～5月25日については24時間いつでも受け付けます。 なお、申込書を持参又は郵送で申し込む場合とは受付期間が異なりますので注意してください。
処理状況の確認	申込データの到達から受験票の発送までの処理状況が確認できます。確認される方は、熊本県ホームページの「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「熊本県警察」、「申請状況照会」の順にアクセスし、今回申請した「警察官採用試験」を選択してください。 なお、申込内容の補正等をお願いする場合がありますので、審査完了まで処理状況は随時確認してください。
受験票・写真票の作成	審査終了後、審査終了通知書がメールで送信されます。6月9日以降、受験票・写真票の作成ができるようになります。 受験票及び写真票は、次の方法により作成し、どちらも試験当日に必ず持参してください。 ① 「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「熊本県警察」、「申請状況照会」の順にアクセスし、今回申請した「警察官採用試験」の申請書を選択。「申請データ（情報）状況詳細」画面が表示されますので、自治体側作成文書の中の「公文書」をクリックし、受験票及び写真票の様式をダウンロード（保存）してプリンタで印刷する。 ※6月18日までに様式の印刷ができない場合は、至急、警察本部警務部警務課採用係（Tel 096-381-0110（内線2643・2644））まで問い合わせてください。 ② 写真票には、所定の箇所に写真（申込み前3か月以内に写したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。サイズは縦4cm、横3cm程度で、裏面には氏名と生年月日を必ず記入すること。）をはることを。 なお、写真票に写真がはっていない場合、受験を認めないので注意すること。
※ この申込みには「熊本県電子申請受付システム（よろず申請本舗）」を利用しますが、ご利用のインターネット環境によってはこのシステムを利用できないことがありますので、詳しくは熊本県のホームページ（ http://www.pref.kumamoto.jp/ ）の「くまもと電子申請窓口（よろず申請本舗）」から電子申請のページにアクセスして確認	

してください。
 ※ 申込みは受付期間中に正常に到達したものを受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについては、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

- 6 合格から採用まで
- (1) 第2次試験の合格者は、採用候補者名簿に登載されます。任命権者（警察本部長）は、この採用候補者名簿に登載されている方の中から面接等を実施し、最終的な採用者を決定します（採用にあたっては、第2次試験終了後、任命権者が採用候補者への面接を実施したうえで決定します。したがって、試験に合格したら必ず採用されるということではありません。）
 この採用候補者名簿の有効期間は、登載の日から平成22年12月31日までです。
 採用予定時期は、平成21年10月（既卒者のみ）又は平成22年4月となります。
 なお、平成22年3月末までに大学等を卒業できない方については、任命権者は採用しません。
- (2) 採用が決定した方は、巡査に任命され警察学校に入校し、6か月間の初任教養の課程を終えたのち勤務につきます。
- (3) 熊本県の場合、初任給は、新規学卒者で月額192,300円です。（ただし、平成24年3月31日までの間、本県の財政事情により、上記の額から3%が減額され支給されています。減額後の額は186,531円です。）また、条例等の定めにより、通勤手当等が支給され、更に、期末手当等が支給されます。（平成21年4月1日現在）
 このほか、制服その他所要の被服等が貸与されます。

7 警察官採用共同試験について
 「男性」区分（熊本会場の受験者のみ）については、警察官採用共同試験を実施します。
 警察官採用共同試験は、熊本県、千葉県、東京都（警視庁）、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が、第1次試験を共同で実施するものです。
 志望する都府県を選択することにより、志望した都府県の第1次試験を同時に受験したものととして取扱います。
 志望先は、この10都府県の中から3つまで選択することができますので、受験申込書に志望順に記入してください（必ずしも3つを全て選択する必要はなく、第1志望のみ又は第1・2志望のみでも構いません。）
 ただし、熊本県を志望する場合は、必ず第1志望としてください（第2志望、第3志望とすることはできません。）
 また、いずれかの都府県で第1次試験に合格した場合、他の都府県の第2次試験は受験できません。
 なお、「男性」神奈川県会場、「女性」、「武道指導」については、共同試験は実施しません。

(1) 採用予定人員及び受験資格

都府県	採用予定人員	年 齢 等	学 歴
千葉県	29人程度 (9都府県計)	昭和51年4月2日以降に生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成22年3月末までに卒業見込みの者 人事委員会が上記に該当する方と同等以上であると認める者（都府県で異なる場合がありますので、詳細は各都府県に問い合わせてください。）
東京都 (警視庁)		昭和54年7月14日から昭和63年4月1日までに生まれた男性	
静岡県		昭和51年4月2日以降に生まれた男性	
愛知県		昭和54年4月2日以降に生まれた男性	
滋賀県		昭和54年4月2日以降に生まれた男性	
京都府		昭和54年4月2日以降に生まれた男性	
大阪府		昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男性	
兵庫県		昭和49年4月2日以降に生まれた男性	
福岡県		昭和54年4月2日以降に生まれた男性	

- ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- ・ 日本国籍を有しない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 志望しようとする当該都府県職員（警察官を含む。）として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 身体基準

身長	体重	胸 囲	視 力	色 覚	そ の 他
おおむね 1 6 0 c m 以上	おおむね 4 7 k g 以上	おおむね 7 8 c m 以上	両眼とも裸眼視力が 0. 6 以上であること又は矯正視力が 1. 0 以上であること	正常であること	職務遂行に支障のない身体的状態であること

※ 身体基準については、上記のような基準がありますが、各都府県で多少の違いがあります。詳細は、各都府県に確認してください。

(3) 試験日程

試験	試験日	合格発表
第 1 次試験	平成 21 年 7 月 12 日 (日)	8 月中旬から下旬頃 (予定) ※各都府県で異なります。
第 2 次試験	平成 21 年 9 月上旬から中旬頃 (予定) ※ 試験の詳細については、各都府県から第 1 次試験合格者に対し、通知があります。	※各都府県に確認してください。

(4) 問い合わせ先

千 葉 県	千葉県人事委員会事務局任用課	0 4 3 - 2 3 1 - 5 8 0 1
東 京 都 (警視庁)	警視庁採用センター	0 1 2 0 - 3 1 4 - 3 7 2
静 岡 県	静岡県警察本部警務課採用チーム	0 1 2 0 - 4 8 9 - 2 7 6
愛 知 県	愛知県警察本部警務課採用係	0 5 2 - 9 6 1 - 1 4 7 9
滋 賀 県	滋賀県警察本部警務課採用係	0 1 2 0 - 2 0 4 - 3 1 4
京 都 府	京都府警察本部警務課採用係	0 1 2 0 - 5 5 5 - 3 1 4
大 阪 府	大阪府警察本部警務課採用係	0 1 2 0 - 3 7 0 - 3 1 4
兵 庫 県	兵庫県警察本部警察官採用センター	0 1 2 0 - 1 4 5 - 3 1 4
福 岡 県	福岡県警察本部警務課採用センター	0 9 2 - 6 2 2 - 0 7 0 0

8 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票、合格通知書又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

試 験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第 1 次試験	熊本県の第 1 次試験合格者及び熊本県のみを志望した者	試験種目別得点 総合得点 総合順位(※)	合格発表の日から 1 か月間	人事委員会事務局総務課 (県庁行政棟本館 3 階)
	熊本県の第 1 次試験不合格者で第 2 志望、第 3 志望がある者	試験種目別得点 総合得点 総合順位(※)	平成 2 2 年 1 月 4 日から 1 か月間	
第 2 次試験	熊本県の第 2 次試験受験者	試験種目別得点 総合得点 総合順位(※)	合格発表の日から 1 か月間	

※ 総合順位は、合格基準を満たす方のみ開示

熊本県病院局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4の規定により、次のとおり使用料及び手数料の収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成21年4月24日

熊本県病院事業管理者 若本 隆 治

- 1 委託の内容
熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）第10条に規定する使用料及び手数料
- 2 委託の相手方
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 委託する日
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 契約締結日
平成21年3月19日

熊本県個人情報保護制度審議会公告第1号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成21年4月24日

熊本県総務部長

- 1 日時
平成21年4月28日（火）
午前10時～正午
- 2 会場
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議事概要
（1） 会長選任
（2） 会長職務代理者の指名
（3） 防犯カメラによる個人情報の収集について（熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の例外的に本人以外から個人情報を収集する事務）
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1） 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部私学文書課県政情報室）
（電話096-333-2068）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年4月24日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の表知事部局の項中「総室長 川辺川ダム対策監 首席審議員 課長 副総室長 副室長 環境政策監 廃棄物公共関与政策監 消費生活政策監 労働雇用政策監」を「総室長 首席審議員 課長 副総室長 副室長 知事秘書 政策調整監 環境政策監 廃棄物公共関与政策監 労働雇用政策監」に改め、「行政経営課の主幹及び参事」を削り、同表監査委員事務局の項中「事務局長 課長 監査審議員」を「事務局長 首席監査審議員 監査監 監査審議員」に改め、別表出先機関の表精神保健福祉センターの項中「所長 次長」を「所長 審議員 次長」に改め、同表保育大学の項を削り、同表産業技術センターの項中「審議員 総務企画部長 計量検定部長」を「審議員 総務企画室長 計量検定室長」に、同表熊本農政事務所の項中「所長 次長」を「所長 審議員 次長」に改め、同表天草青年の家の項、少年自然の家の項及びあしきた青少年の家の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。